

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、業容ならびに組織の規模に見合ったコーポレート・ガバナンスの充実を、経営上の最も重要な経営課題のひとつとして認識しており、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに対して、経営の健全性及び透明性を確保しつつ迅速な意思決定の実現に努めるとともに、コンプライアンスの強化に努めております。

当社は、会社の機関として取締役会及び監査役会を設置し、取締役会を経営上の重要事項の意思決定機関として、また監査役会を取締役の業務執行に対する監督機関として位置づけ機能させております。

また、監査役監査と監査法人による会計監査及び内部監査との間の緊密な連携を通じ、内部統制の充実を図っております。

今後も、事業の拡大に応じたコーポレート・ガバナンス体制の構築に向け取り組んでいく所存であります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をいずれも遵守しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
合同会社CP1号匿名組合口	2,760,000	19.64
寺岡聖剛	245,200	1.74
村松 茂樹	201,800	1.43
村上勇人	173,200	1.23
佐々木 尊光	153,900	1.09
高橋 孝治	120,000	0.85
根岸宏之	109,000	0.77
平松裕也	102,500	0.72
滝川守	95,000	0.67
植木秀憲	94,500	0.67

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	その他金融業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
根岸 宏之	他の会社の出身者													
篠 泰樹	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
根岸 宏之			根岸宏之氏は不動産売買の仲介、買取再販業務に関する幅広い経験と会社経営者としての経験を併せ持ち、不動産再生事業に関する知見を当社の不動産投資事業に反映していただくことが期待され、社外取締役として職務を遂行することができるものと判断いたしました。また当社との間に特別の利害関係はないため、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。

篠 泰樹		株式会社角川書店でのゲーム情報誌の編集経験や株式会社ゲームフリークでのプロデューサーとしての豊富な知識と経験を踏まえ、当社が今後取り組むゲーム事業に反映していただくことが期待され、社外取締役として職務を遂行することができるものと判断いたしました。
------	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は会計監査人を設置しており、金融商品取引法及び会社法に基づき、監査法人による会計監査を受けております。監査役、監査法人及び内部監査担当者は必要に応じて随時意見交換を行い、緊密な連携を取ることで内部統制の充実に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
宍田 拓也	弁護士													
豊崎 修	税理士													
高砂 利幸	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

穴田 拓也		穴田拓也氏は弁護士として専門的な知識を有しており、当社の監査において社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。また当社との間に特別の利害関係はないため、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。
豊崎 修		豊崎修氏は税理士として専門的な知識と幅広い経験を有しており、既に当社において社外監査役としての監査機能を十分に発揮しております。また当社との間に特別の利害関係はないため、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。
高砂 利幸		高砂利幸氏は会社経営者として幅広い知識と経験を有しており、当社の監査において社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。また当社との間に特別の利害関係はないため、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。

### 【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

#### その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

#### 該当項目に関する補足説明

2017年11月10日、2020年5月22日、2021年6月28日にストックオプションを付与しましたが、基本的には取締役の役割に応じた報酬の設定を行っており、インセンティブに関する施策は導入しておりません。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、子会社の従業員
-----------------	---

#### 該当項目に関する補足説明

2017年11月10日に当社及び当社100%子会社の取締役、監査役、従業員に対し行使期間が2020年7月31日までのストックオプションの付与を行いました。  
また、2020年5月22日、2021年6月28日には当社役員及び執行役員に対し、有償ストックオプションの発行を行っており、当社及び子会社の従業員に対しては、2020年7月31日無償ストック・オプションの付与を行いました。

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

#### 該当項目に関する補足説明

現在、個別の取締役報酬は開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役間で協議の上、代表取締役が決定しています。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、主として経営企画部が、社外取締役及び社外監査役との情報伝達役として機能しております。

### 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の経営上の重要事項の意思決定機関は取締役会であり、定時取締役会は月1回、臨時取締役会は必要に応じ随時開催されております。取締役会には監査役も出席し、経営に対する助言、提言を行うとともに、取締役の業務執行に対する監督機能を果たしております。監査につきましては、社外監査役(独立役員を兼ねる)による業務監査及び会計監査、監査法人による会計監査のほか内部監査を行っております。監査法人につきましては、興亜監査法人と監査契約を締結し会計監査を受けるとともに、会計に関する重要な課題について適宜助言を受け検討及び判断を行っております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は本報告書提出日現在、取締役4名、監査役3名、従業員15名の小規模組織であり、組織の規模に見合った経営管理体制を敷いております。

当社では、社外取締役1名を選任しております。当該取締役は会社法第2条第15号に規定する社外取締役の要件を満たしており、また当社の監査役は全員、会社法第2条第16号に規定する社外監査役の要件を満たしております。さらに、独立役員の資格を充たす社外役員4名全員を独立役員として指定していることから、客観性及び中立性を確保しつつ経営の監督機能を果たす体制となっております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第20回定時株主総会について2021年6月18日(金)開催のところ、2021年6月3日(木)に招集通知の発送を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	今年の定時株主総会は2021年6月18日(金)に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を導入しております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRポリシーを作成し、HPに掲載しております。	
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の開示情報、IR年間スケジュール、財務ハイライト等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員及びIR事務連絡責任者を置いております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	IR担当役員及びIR事務連絡責任者を置いております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### 1. 経営管理体制

当社は、業務規程に基づき、会社として遂行されるべき業務を複数の部署及び個別業務に区分し、各部署に担当取締役を配置し、各個別業務を所定の役職員が分担して担うとともに社内規程の遵守を徹底することで、権限分離と内部牽制を図っております。また、個別業務に係る重要な項目についての意思決定ならびに当該個別業務の遂行は、担当取締役及び代表取締役の管理監督のもとに行われ、業務執行プロセスの適正性は代表取締役により確認されております。

#### 2. 内部監査

当社は少人数組織であることに鑑み、内部監査を担当する独立した部署や担当者は置かず、代表取締役が指名する者に内部監査業務を兼務させ、内部監査を実施しております。

当社の内部監査は、年間の内部監査計画に基づき、サンプル調査の手法により抽出した案件・取引の事務処理、会計処理の適正性及び規則準拠性を主な監査対象としており、内部チェックとしての機能を重視しております。

なお、内部監査担当者が通常業務も兼務していることから、当該担当者が担当した案件・取引については、自己監査とならぬよう内部監査の対象とはせず、代表取締役及び担当取締役がチェックを行うことで、業務処理の適正性を確認しております。

また、監査役と監査法人及び内部監査担当者との緊密な連携により、内部統制の充実を図っております。

内部統制の仕組みにつきましては、今後の業容ならびに組織の拡大に合わせて、規模に見合った体制を適時に整備していく方針であります。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、また不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否します。

また、新規取引先については、原則として日経テレコンを用いて情報収集を行い、反社会的勢力との関係の有無を調査しております。



## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示について】

#### 1. 適時開示に関する基本方針

当社は、会社情報の適切な管理を行うとともに、株主をはじめとする投資家等の皆様に会社情報の適正な開示を行って参ります。東京証券取引所が定める「有価証券上場規程」に則り、迅速、正確かつ公平な情報開示を、適時開示情報伝達システム(TDnet)を通じて行います。

なお、有価証券上場規程に規定された会社情報だけでなく、たとえば、不明確な情報について報道又は噂が流布された場合のような投資家の皆様に不利益な情報にあたる場合など、適時開示を行って参ります。

#### 2. 適時開示業務を執行する体制

開示担当組織

当社は、執行役員財務最高責任者を情報取扱責任者、経営企画部を開示担当部署としております。また、当社各部署及び各子会社に情報管理者を設置し、開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に従い適時に正確かつ十分にされる体制を整備して参ります。

適時開示手続き

##### a. 情報収集プロセス

当社及び子会社における重要事実(決定事実、発生事実、決算情報等)は、当該重要事実の所管部署の情報管理担当者より開示担当部署である経営企画部に報告されます。開示担当部署は、情報の収集と管理を行い、情報取扱責任者である執行役員財務最高責任者に情報を集約します。

##### b. 分析・判断プロセス

適時開示対象となる情報か否かの判断は、重要事実(決定事実、発生事実、決算情報等)ごとに情報取扱責任者が決定します。公表が必要と判断した場合は、情報取扱責任者を中心に、開示担当部署、その他関係部署と関連法令、適時開示等規則等を遵守の上、開示内容、開示時期を求めるなど正確、明瞭かつ投資判断として十分な情報が記載されているかを確認します。

##### c. 公表プロセス

当該開示資料は、その内容により取締役会または代表取締役社長の承認得た後、適時開示情報伝達システム(TDnet)に登録して開示を行います。また、証券取引所に開示する情報については、速やかに当社ホームページにも掲載します。

適時開示のモニタリング体制

監査役は、取締役及び取締役会から独立した機関として、会社の重要な情報の適時開示、IRその他の開示に係る体制の有効性についてモニタリングを行います。

(適時開示フローを添付)

